

申し入れについて窓口回答！

8月11日、本部は「申第3号」と「申第7号」について、現段階の会社の考え方として窓口解答を受けました。回答と主なやり取りは以下の通りです。

希望する社員にマスクの着用を認めよ！

「申第3号」（新型インフルエンザに関する申し入れ）

1. 今後、秋冬を迎えるなかで、新型インフルエンザが全国的に大規模な患者の増加が予測されるが、新たな対策を考えているのか明らかにすること。

【回答】

今後については、感染状況等の推移を注意深く見守り、政府、厚生労働省などの見解を基に、会社として必要な対応を適切に行っていく考えである。

2. 新型インフルエンザに感染した社員数と、その場合の対応方について明らかにすること。

【回答】

当社社員で新型インフルエンザに感染した者はいない。また、新型インフルエンザに感染した社員への対応については、文書で周知済みである。

3. 新型インフルエンザ感染者の乗車が明らかになった場合の対処方について明らかにすること。

【回答】

所管の鉄道施設が新型インフルエンザに汚染され、又は、汚染された疑いがある場合、必要と認めた場合及び保険所の指示があった場合は、防疫作業、消毒作業等必要な措置を講ずる。新型インフルエンザを含め、ご本人（家族等の同行者を含む）又は、国、地方公共団体等から「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める、感染症に感染されている申告があったお客様の運送については、鉄道営業法第4条及び、国土交通省令である「伝染病患者、鉄道乗車規程」に基づき、貸切輸送に則ってのみ行うことができる。また、車内で高熱を出している等の旅客を発見した場合は、通常の急病人発生のケースと同様の対応をとる。（多目的室利用、急病人扱いで途中下車）

4. マスクの備蓄が十分だと言いつつも、不足した事実を踏まえ十分に備蓄すること。

【回答】

マスクが不足した事実はない。業務上必要なマスクは備蓄している。

5. 車掌や駅員など濃厚接触の可能性が高い社員については、希望すればマス

クの着用を認めること。

【回答】

感染状況などの推移を注意深く見守り、政府、厚生労働省などの見解を基に、会社として必要な対応を適切に行っていく。

6. 感染が強く疑われる旅客が乗車している場合は車内改札は中止すること。

【回答】

感染状況などの推移を注意深く見守り、政府、厚生労働省などの見解を基に、会社として必要な対応を適切に行っていく。

組合：なぜ業務委員会を開催して回答をしないのか。

会社：現段階の考え方であり、議論はしないからである。

組合：例えば、マスクの不足した事実はないと言うが、現に新大阪駅では不足したではないか。

会社：そんな事実はない。

組合：管理者が在庫はないので配布枚数を減らすと言っている。

会社：言った言わないの話であり、聞いていない。

組合：議論しないと行ったが、これは議論ではないのか。

会社：説明した通りだ。

組合：マスクの着用について、本人が感染予防のため使用することは認めないのか。

会社：業務中であり会社の指示に従ってもらう。

組合：感染から自らを守るためにマスクを使用を認めること。

会社：意見として聞いておく。

講演内容は葛西会長の見解だ！

「申第7号」（新幹線の試験走行に関する申し入れ）

【回答】

試験走行を行う計画はしているが、現在、詳細については検討しているところであり、これ以上、今の段階で申し上げることはない。尚、営業速度以上での試験走行は過去においても十分な安全を確認しながら実施している。

組合：詳細が決定すれば説明するのか。

会社：それはわからない。

組合：説明しないのか。

会社：ケースバイケースである。

組合：葛西会長は具体的に言っているが、そのことを説明しないのはなぜか。

会社：講演で話をしたとは聞いている。それは会長の見解であり、会社としての正式な見解は、いま回答した通りだ。

組合：会長は、11月に米原～京都間で試験走行を行うことや、N700系車両で330キロ運転するなど具体的に言っているではないか。

会社：講演での会長の見解である。

組合：代表権のある会長の発言を会社として認めないということか。

会社：説明したことが現段階での会社の見解である。

以 上